

受験に際して配慮を希望する方へ

一般社団法人日本産業カウンセラー協会
試験部

身体機能の障害（視覚、聴覚、肢体不自由等）や身体の状態（病弱、妊娠等）により、受験に際して配慮を希望する場合は、**配慮申請書の提出**が必要となります。実施環境や試験資材の都合上、事前の申請がないと当日の対応は致しかねます。なお、対応は試験委員会で検討した上で決定し、受験票発送時に通知致します。

(1) 配慮申請書の提出

必要書類3点を受験申込書に同封して郵送してください（代筆可）

- ①受験上の配慮申請書（その1）…協会HPよりダウンロード
- ②受験上の配慮申請書（その2）…協会HPよりダウンロード
- ③障害者手帳のコピー、または診断書（現在の状況及び受験の許可、その場合に
必要な措置に関する医師の見解を具体的に記入したもの）

【受付期間】2017年12月13日（水）消印分～2018年1月15日（月）消印分まで

*受験申込書に同封してお送りください。

【送付先】〒105-0004 東京都港区新橋6-17-17 御成門センタービル6階
（一社）日本産業カウンセラー協会
新シニア産業カウンセラー試験係

不明な点は、下記メールアドレス宛てにお問合せください。

（一社）日本産業カウンセラー協会 試験部 gkouza@counselor.or.jp